

神戸観光ガイドマップ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人神戸観光局（以下「神戸観光局」という。）が制作し、配布する「神戸観光ガイドマップ（日本語・英語・簡体字・繁体字・韓国語）」（以下「ガイドマップ」という。）への広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ガイドマップの内容)

第2条 神戸観光ガイドマップの発行形態・部数は下記のとおりとする。

日本語版マップ	A2 版見開き 年間 30～50 万部程度発行想定
多言語版マップ (英語・簡体字・繁体字・韓国語)	A2 版見開き 年間 5～10 万部程度発行想定(4 言語 計)

2 主には、神戸市内各所の観光案内所、観光施設・宿泊施設・主要な駅や、旅行代理店、教育旅行、国内・海外における観光イベント等での配布とする。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) サイズ(1 枠あたり)：縦 46 ミリ×横 91 ミリ
- (2) 色：カラー
- (3) 位置：全域地図の面

(掲載に適さないもの)

第4条 ガイドマップへ掲載する広告は、その性格上、その品位を妨げず、ガイドマップとの調和に配慮するものとし、かつ、観光客の利便性を向上させ、観光客に不利益を与えない中立性のあるものとし、その範囲は、次の各号いずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、規則等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反する恐れがあるもの
- (3) 政治性のあるものや選挙に関するもの
- (4) 個人、団体の意見広告と名刺広告
- (5) 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告
- (6) 風俗営業等の規制等及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業
- (7) 人事募集にかかるもの
- (8) 広告の内容が、虚偽・誇大であるもの
- (9) 名誉毀損、信用毀損、第三者の著作権や財産権、プライバシーの侵害、業務妨害のおそれのあるものや、差別を助長するもの
- (10) その他、神戸観光局がガイドマップに掲載する広告として適当でないと判断した

もの

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、下記のとおりとする。なお、下記料金は日本語版・多言語版（英語・簡体字・繁体字・韓国語）併せての掲載料金とする。

通常料金	年間1枠あたり 200,000円（税込）
神戸観光局会員料金	年間1枠あたり 130,000円（税込）

- 2 広告掲載料は、神戸観光局の発行する請求書により、指定された期日までに納入するものとする。
- 3 広告掲載料は、物価の上昇やその他経済事情により、不相当であると認められるに至ったときは、改定することができる。

(広告の申し込み)

第6条 広告の募集は、神戸観光局ホームページにて行う。

- 2 広告掲載を希望するものは、別紙1の広告掲載申込書を神戸観光局が定める期限までに提出し、承認を受けなければならない。
- 3 募集枠を超える申込があった場合は抽選とする。

(広告掲載方法)

第7条 広告の掲載は、次によるものとする。

(1) 広告原稿

掲載しようとする広告原稿（画像データ）を神戸観光局の指定するファイル形式により、自己の負担において作成し、神戸観光局が指定する日までに提出すること。その際、日本語版のみならず、多言語版のデータも提出すること。

(2) 広告内容の変更など

広告原稿のうち、表現内容で掲載にふさわしくないとされるもの、または、第4条の広告掲載条件に抵触するものは、部分的な作り直し、さらには、掲載の中止を求めることがある。

(広告掲載の期間と更新)

第8条 広告掲載の期間は、1年間とする。

- 2 次年度の広告掲載について継続を希望する場合は、改めて、別紙1の広告掲載申込書を提出し、承認を受けるものとする。

(広告掲載の取り消し)

第9条 神戸観光局は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- 1) 第7条第1号の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき。
 - 2) 第4条の規定に反すると判断したとき。
 - 3) その他、広告掲載が適切でないと判断したとき。
- 2 神戸観光局は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。
 - 3 神戸観光局が、第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主は神戸観光局に対して損害賠償当一切の求償を求めることはできない。

(広告掲載の取り下げ)

第10条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げる時は、書面により神戸観光局に申し出なければいけない。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、神戸観光局が定める。

附則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。